



鳥取労働局発表
平成26年8月28日(木)

担当	鳥取労働局労働基準部 健康安全課
	課長 木村 靖
	主任衛生専門官 山田 正道
	電話 0857-29-1704

『労働安全衛生法』が改正されます

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)が平成26年6月25日に公布されました。

各改正項目について、それぞれ平成26年中から平成28年6月までの間に、順次施行されることとなります。

主な改正項目は、次の7つです。

- ① 化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務となります。
- ② ストレスチェックの実施等が義務となります。
- ③ 受動喫煙防止措置が努力義務となります。
- ④ 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます。
- ⑤ 法第88条第1項の届出を廃止します。
- ⑥ 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります。
- ⑦ 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります。

かわのすみとも

鳥取労働局(局長 河野純伴)においては、関係団体と連携の上、この「改正労働安全衛生法」について、次のそれぞれの説明会等の中で、詳細な説明を行うこととしていますので、是非ご参加下さいませようご案内いたします。

『改正労働安全衛生法』等の説明会予定

【開催日時・会場等】

各説明会等の名称	日時	場所	定員	申込み先
化学物質等による健康障害防止対策、改正労働安全衛生法に係る説明会	9月26日(金) 10:00~12:00	米子食品会館 新館1階大ホール (米子市旗ヶ崎2030)	200名	A※
「労働災害を未然に防ぐ職場づくり」講習会	9月26日(金) 13:30~15:30	米子食品会館 新館1階大ホール (米子市旗ヶ崎2030)	200名	A※
化学物質等による健康障害防止対策、改正労働安全衛生法に係る説明会	9月29日(月) 10:00~12:00	さざんか会館 5階大会議室 (鳥取市富安2丁目104-2)	240名	A※
「労働災害を未然に防ぐ職場づくり」講習会	9月29日(月) 13:30~15:30	さざんか会館 5階大会議室 (鳥取市富安2丁目104-2)	240名	A※
化学物質等による健康障害防止対策、改正労働安全衛生法に係る説明会	10月2日(木) 10:00~12:00	倉吉交流プラザ 視聴覚ホール (倉吉市駄経寺町187-1)	150名	A※
「労働災害を未然に防ぐ職場づくり」講習会	10月2日(木) 13:30~15:30	倉吉交流プラザ 視聴覚ホール (倉吉市駄経寺町187-1)	150名	A※
産業保健セミナー	10月8日(水) 14:00~16:00	県民ふれあい会館 大研修室 (鳥取市扇町21)	30名	B
産業保健セミナー	10月10日(金) 14:00~16:00	米子コンパニオンセンター 5階第4会議室 (米子市末広町294)	30名	B
産業保健セミナー	10月15日(水) 14:00~16:00	倉吉未来中心 セミナールーム1 (倉吉市駄経寺町212-5)	30名	B
労働法規(改正労働安全衛生法を含む)研修会	10月29日(水) 13:15~16:30	米子食品会館 新館2階多目的ホール (米子市旗ヶ崎2030)	60名	C
労働法規(改正労働安全衛生法を含む)研修会	11月11日(火) 13:30~16:45	鳥取県労働基準協会 2階会議室 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)	100名	D

【参加申込み先】

区分	主催者	連絡先等
A※	鳥取労働局労働基準部健康安全課	鳥取市富安2丁目89-9 (TEL 0857 - 29 - 1704)
B	鳥取産業保健総合支援センター	鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6F (TEL 0857 - 25 - 3431)
C	(一社)鳥取県労働基準協会	鳥取市若葉台南1丁目17番地 (TEL 0857 - 52 - 7300)
D	(一社)鳥取県労働基準協会東部支部	鳥取市若葉台南1丁目17番地 (TEL 0857 - 52 - 5060)

※ なお、区分Aの説明会・講習会については、鳥取労働局から対象事業場あてに別途ご案内していますので、一般の参加はご遠慮願います。